

令和8年2月13日

勝山市長 水上 実喜夫 殿

勝山市上下水道料金制度審議会
会長 杉山 泰之

勝山市上下水道料金制度について(答申)

令和7年5月27日付勝上下発第259号により、当審議会に諮問された勝山市上下水道料金制度については次のとおり答申する。

記

勝山市上下水道事業は、経営の健全性確保から、公共下水道及び農業集落排水事業においては平成22年度に平均12.5%増額とする使用料改定を実施し、水道事業においては平成23年度及び24年度にそれぞれ平均6.3%増額とする料金改定を実施した。その後、経費削減や収益確保の取り組みなどにより、約14年間にわたり料金や使用料の改定を行わずに事業を運営してきた。

今回諮問を受け、令和7年3月に改定した「勝山市水道事業経営戦略」及び、同じく令和7年3月に新たに策定した「勝山市下水道事業経営戦略」を基に、上下水道事業の収支状況の現状や将来の見通しなどについて検証を行った。

水道事業では令和10年度から令和14年度、下水道事業では令和9年度から令和13年度を算定期間と定め検証した結果、昨今の急激な物価高騰や人口減少などにより、現状の料金体系のままでは将来にわたり健全な事業運営を維持していくことが困難であると判断した。

上下水道料金の改定による負担増が市民生活に与える影響は大きいものと認識しているものの、今後も安定した事業経営をしていくためには、施設設備等の適切な維持管理及び管渠の計画的な更生や更新が必要不可欠であり、これらの財源確保のためには水道料金及び下水道使用料を改定することが必要であると判断した。

1. 上下水道事業の現状と課題

少子高齢化が一段と進む中、人口減少に伴う水需要の低下に加え、電気料金や資材費、労務費などの急激な物価高騰、施設の老朽化に伴う改築・更新需要の増加など、市の上下水道事業は今後益々厳しい運営状況となることが懸念される。

水道事業では、令和5年度から純損失が発生しており、現在は利益積立金を取り崩して補填しているものの、現行の料金体系では、令和13年度には利益積立金が不足し、純損失を補填できない状況となることが見込まれる。

また、下水道事業については、令和6年度から公営企業会計へ移行したが、現行の料金体系では純損失を計上する見込みであったため、令和8年度までは一般会計からの基準外繰入金により損失を補填することとなっている。しかしながら、公営企業会計では、独立採算の原則に基づく中期的な収支均衡の観点から、基準外繰入金に依存しない事業経営が求められており、令和9年度以降は一般会計からの基準外繰入金を見込んでいない。また、自然災害等への対応を講じるための資金も必要であることから、純損失の解消と積立金の確保が課題となっている。

2. 水道料金制度

(1) 改定率・改定配分

現在の収支状況は慢性的な赤字となっており、企業会計として好ましくない状況となっている。「勝山市水道事業経営戦略」を踏まえ、給水サービス水準の維持向上や施設の維持等に必要な経費である資産維持費を含めた料金を総括原価方式で算定すると、現行料金の2倍以上の大幅な改定が必要となる。しかしながら、昨今の社会情勢や景気の状態などを考慮すると、大幅な負担増を市民に課すのは困難であることから、本審議会では、令和10年度から令和14年度を料金算定期間として、この間の純損失の解消を目標に必要な料金改定率を算定した。その結果、水道料金を30%（現行の1.3倍）程度引き上げることが妥当と判断する。

料金体系については、現行のとおり10 m³以下までを基本水量として、基本料金、従量料金の改定率をそれぞれ30%程度値上げとすることが負担の公平性の観点から望ましいと判断する。詳細については別紙「表1 水道料金表」に示す。

(2) 改定時期

改定日は令和10年4月1日（令和10年度徴収分からの実施）とすることが妥当である。

3. 下水道事業料金制度

(1) 改定率・改定配分

下水道事業は、令和6年度から公営企業会計に移行したことから積立金がない状況である。そのため、現在は一般会計の基準外繰入金にて損失を補填しているものの、令和9年度からは基準外繰入金を見込んでいない。「勝山市下水道事業経営戦略」を踏まえ、使用料対象経費の算定方法に沿って資産維持費を含めた使用料を算定すると、現行の2倍以上の大幅な改定が必要となることから、水道事業と同様、令和9年度から令和13年度を料金算定期間として、この間の純損失の解消を目標に必要な使用料の改定率を算定した。その結果、下水道使用料を14%（現行の1.14倍）程度引き上げることが妥当と判断する。

料金体系については、現行のとおり10 m³以下までを基本水量として、基本使用料、従量使用料をそれぞれ14%程度値上げとすることが負担の公平性の観点から望ましいと判断する。詳細については別紙「表2 公共下水道及び農業集落排水料金表（一般汚水）」及び「表3 公共下水道料金表（公衆浴場汚水）」及び「表4 水道水以外計測器」に示す。

なお、下水道事業について、今回検証した算定期間中の純損失は14%の値上げで補填できるものの、令和14年度以降には再度純損失が発生するのではないかと心配の声があった。そのため、使用料を令和9年度から20%値上げとする場合についても検証を行ったが、社会情勢や今後の市の人口推移、事業

経営等を踏まえた長期間にわたる事業運営の的確な予測は困難であることから、今回審議会にて検証した令和9年度から令和14年度の5年間の純損失を補填することを目的とした14%増の改定が適当であると判断した。ただし、使用料の改定については、今後も常に事業運営の状況や社会情勢などを注視しながら、必要な時に見直しを行うことが望ましい。

(2) 改定時期

改定日は令和9年4月1日(令和9年度徴収分からの実施)とすることが妥当である。

4. 水道事業における加入金と負担金

(1) 改定配分

水道事業においては、現在、新たに水道に加入する使用者から加入金と負担金を徴収している。このうち負担金については、それぞれの区域で水道施設等を整備する際に、その費用の一部を当該区域の水道使用者に負担いただくものとなっているが、現在は市内ほぼ全域で水道施設等の整備が完了し、その役割を果たしたと言える。今後は区域ごとの負担額の差を無くし、市内一円の施設等の更新等に係る整備負担分として、加入金を一律77,000円増額することで負担金と加入金を統合し、現行の負担金については廃止することが妥当と判断する。詳細については別紙「表4 加入金料金表」に示す。

(2) 改定時期

改定日は令和10年4月1日(令和10年度徴収分からの実施)とすることが妥当である。

5. おわりに

上下水道事業は市民生活に直結したライフラインであり、物価高騰や人口減少により今後益々厳しい経営状況となって行くことが見込まれるが、将来にわたり安全で安心なサービスを提供できるものでなければならない。そのため、本審議会では、現在の上下水道事業の運営状況や将来の経営戦略等を踏まえ、慎重に審議を行い、現行の水道料金及び下水道使用料の改定が必要と判断した。料金及び使用料の改定にあたっては、市民生活に与える影響を鑑み、適切な情報発信と丁寧な説明に充分努められたい。

今後は、水道、公共下水道、農業集落排水の各施設について、老朽化による更新費用の大幅な増加が見込まれる。そのため、適正な施設規模や設備を考慮した効率的な更新や維持管理、使用者のニーズに即した事業の実施が必要である。併せて、施設設備の更新に要する費用を的確に把握し、国・県補助金等の財源確保に努めるとともに、将来世代を含めた負担の公平性を考慮し、使用者が負担すべき金額を適正かつ十分に把握されたい。定期的に料金水準等の検証を実施するなかで、健全な事業運営が困難であると判断した場合には、水道料金や下水道使用料の改定もやむを得ない面もあるが、引き続き経営の効率化、健全化に取り組むとともに、事業運営状況や社会情勢等を注視し、適切な検証を実施されたい。

別紙

表 1 水道料金表

単位:円(税込)

メーター 口径	基本料金		従量料金(1㎡につき)							
	～10 ㎡		11～30 ㎡		31～50 ㎡		51～100 ㎡		101 ㎡～	
	現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定
13mm	1,265	1,650	132	176	148.5	198	154	203.5	181.5	236.5
20mm	1,430	1,870								
25mm	1,650	2,145								
40mm	1,870	2,475								
50mm	2,640	3,465								
75mm	4,675	6,105								
100mm	7,040	9,185								

表 2 公共下水道及び農業集落排水料金表(一般汚水)

単位:円(税込)

基本使用料		従量使用料(1㎡につき)							
～10 ㎡		11～30 ㎡		31～50 ㎡		51～100 ㎡		101 ㎡～	
現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定
1,353	1,551	143	165	165	192.5	187	214.5	214.5	247.5

表 3 公共下水道料金表(公衆浴場汚水)

単位:円(税込)

基本使用料		従量使用料(1㎡につき)	
～10 ㎡		11 ㎡～	
現行	改定	現行	改定
1,353	1,551	69.3	82.5

表4 水道水以外計測器

単位:円(税込)

メーター 口径	量水器 直読式(1個につき)	
	現行	改定
13mm	55	66
20mm	104.5	121
25mm	121	143
40mm	275	313.5
50mm	528	605
75mm	1,232	1,408
100mm	1,650	1,881
125mm	2,112	2,409

単位:円(税込)

メーター 口径	量水器 遠隔式(1個につき)	
	現行	改定
13mm	220	253
20mm	275	313.5
25mm	286	330
40mm	396	456.5
50mm	1,705	1,947
75mm	1,980	2,260.5
100mm	2,420	2,761
125mm	4,015	4,581.5

単位:円(税込)

時間計	55	廃止
-----	----	----

表5 加入金料金表

単位:円(税込)

メーター口径	現行	改定
13mm	33,000	110,000
20mm	55,000	132,000
25mm	110,000	187,000
40mm	330,000	407,000
50mm	550,000	627,000
75mm	1,100,000	1,177,000
100mm	1,760,000	1,837,000

検討経過

	開催日	内容
第1回	令和7年5月27日	委員委嘱、会長選出、諮問、上下水道事業の概要説明
第2回	令和7年6月27日	水道事業におけるR7-R16の投資、財政計画等の説明、立川管理センター視察
第3回	令和7年7月22日	下水道事業におけるR7-R16の投資、財政計画等の説明、浄化センター視察
第4回	令和7年8月26日	料金改定の基本方針等の説明
第5回	令和7年9月30日	下水道使用料改定の基本方針等の説明
第6回	令和7年10月31日	水道料金、下水道使用料、加入金負担金の改定内容の提案と審議
第7回	令和7年11月28日	水道料金、下水道使用料、加入金負担金の改定内容の提案と審議
第8回	令和7年12月22日	答申案の検討

委員名簿

No.	選出区分	氏名	
1	学識経験者	杉山 泰之	福井県立大学 経済学部経済学科教授
2	学識経験者	奥村 充司	福井工業高等専門学校 非常勤講師
3	学識経験者	海崎 順一	勝山市地域経済振興会議委員 福井銀行勝山支店長
4	公共的団体	片田 武彦	勝山市区長連合会 常任理事
5	公共的団体	土谷 啓子	勝山商工会議所 女性会 理事
6	公共的団体	久永 優子	勝山市社会福祉協議会 事務局長補佐
7	公共的団体	笠松 富士美	勝山市消費者団体連絡会 理事
8	使用者の代表	池田 修	東急リゾーツ&ステイ(株) 施設管理 G 支配人
9	使用者の代表	川上 浩史	ケイテ- (株) 人事・総務部長
10	使用者の代表	竹内 哲二	北野津又地区農集排利用者
11	事務局選考	辻 尊志	
12	事務局選考	藤本 麻穂	